

# 高山村通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成29年5月改訂

高山村通学路安全推進会議

## 1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「高山村通学路交通安全プログラム」を策定（改訂）しました。

今後も、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

## 2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。

本プログラムは、この会議で議論し、策定（改訂）しました。

- ・高山村教育委員会
- ・群馬県中之条土木事務所
- ・高山小学校
- ・高山中学校
- ・高山村役場総務課
- ・高山村PTA連絡協議会
- ・高山村役場建設課
- ・吾妻警察署

## 3. 取組方針

### （1）基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をP D C Aサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

### [通学路安全確保のためのP D C Aサイクル]



## (2) 定期的な合同点検

### ○合同点検の実施時期

- ・村内の小学校・中学校について、毎年、合同点検を実施します。
- ・実施時期は、5月から8月を目処に行います。

### ○合同点検の体制

- ・教育委員会、小学校、中学校、PTA、警察、道路管理者(県・村)、総務課等が参加する合同点検を行います。

## (3) 対策の検討

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、グリーンベルトや横断歩道設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

## (4) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

## (5) 対策効果の把握

- ・合同点検結果に基づく対策実施後の箇所について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒が安全になったと感じているのかなどを確認するため、児童生徒(保護者)もしくは地域住民へのアンケートの実施など、対策効果の把握を必要に応じて実施します。

## (6) 対策の改善・充実

- ・合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

## 4. 対策一覧表、対策箇所図の公表

- ・学校の点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。